

青森県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき行った定期監査について、青森県後期高齢者医療広域連合監査委員に関する条例第 7 条及び第 8 条の規定に基づき、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 8 年 1 月 23 日

青森県後期高齢者医療広域連合監査委員



第 1 準拠基準

青森県後期高齢者医療広域連合監査基準

第 2 監査の種類

定期監査（地方自治法第 292 条において準用する同法第 199 条第 2 項及び第 4 項）

第 3 監査の対象

行政事務及び財務事務に関する執行状況

（令和 6 年度、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日まで）

第 4 監査の着眼点

- 1 業務執行の体制は適正か。
- 2 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- 3 調定、徴収及び現金取扱事務は適正か。

第 5 監査の主な実施内容

財務に関する事務が適正に執行されているか、事前に定期監査資料の提出を求め、関係諸帳簿の照合等を行うとともに、所管の長及び関係職員の説明を聴き監査を実施した。

第 6 監査の実施場所及び日程

実施場所 青森市役所 柳川庁舎 監査委員事務局

日 程 令和 8 年 1 月 23 日（金）

第 7 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、財務に関する事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。